

動物愛護管理の制度の見直しについて

平成 22 年 8 月 10 日
環境省動物愛護管理室

1. 経緯

- (1) 動物愛護管理法（昭和 48 年法律第 105 号）は、議員立法で制定され、その後平成 11 年、17 年の 2 回の改正も議員立法で行われている。
- (2) 平成 17 年改正法の附則第 9 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づけば、平成 18 年 6 月の改正法施行 5 年後に当たる平成 23 年度を目途として施行状況の検討を行い、その後必要があれば平成 24 年の通常国会において法改正を行うことになる。

2. 見直しに当たっての留意点

- 課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていること
- 動物取扱業者と愛護団体等で意見の異なる事項があることも推測されること
- 「動物の死体火葬・埋葬業」（仮称）の取扱いをどうするか等、新たな規制導入の可否の議論もあること
- 今回の議論の中で、必ずしも法改正を要せず、省令・告示改正レベルでの改正が可能と判断される案件もあり得ること

3. 今後のスケジュール等

- 課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、議論を進めていくこととした。
- 同小委員会において、本年 8 月から順次議論（月 1～2 回程度）を行い、適宜、中間取りまとめ等を動物愛護部会に報告しつつ、平成 23 年 10 月目途で小委員会報告書としてとりまとめ、当該内容に基づき、必要があれば平成 24 年の通常国会に改正法案を提出する。